

2020年5月30日

各会・クラブ代表者  
基金担当者 各位

日本勤労者山岳連盟  
労山山岳事故対策基金運営委員会  
委員長 白井 邦徳

## 「労山山岳事故対策基金」細則改定のお知らせ

去る2月15～16日の全国連盟第34回総会で、救助搜索費だけに特化した基金制度についての提案が、代議員からされました。今般、基金運営委員会において労山基金の細則改定を発議し、3月26日第1回全国理事会で改定内容について承認され、施行を6月1日としました。これにともない、ホームページの基金の案内やリーフレット類の内容についても改訂の作業を進めているところです。

つきましては下記の改定内容について会員に周知のうえ、今後の申請等の取り扱いをしていただくようお願いいたします。

### 記

#### 細則 - 1 [ 交付金額および算出方法 ] の変更

( 現行内容 )

交付金額および算出方法はこの細則による。

ただし、個人の寄付金の申込口数が10口を超える場合は、10口を限度とする。

救助・搜索交付 + 死亡・傷害交付 = 交付金額

1 . [ 救助・搜索交付 ] 申込口数 × 1000 円 × A 倍 ( A とは交付係数で「労山基金制度」に継続加入と「ココヘリ」加入で変化する )

2 . [ 死亡交付 ] 申込口数 × 1000 円 × 200 倍

3 . [ 傷害交付 ]

( 1 ) 団体の場合

( 入院 ) 申込口数 × 80 円 × 入院日数 ( 3 ~ 210 日 )

( 通院 ) 申込口数 × 40 円 × 通院日数 ( 3 ~ 50 日 )

( 2 ) 個人の場合 . . . . . 変更なしのため省略

4 . 救助・搜索交付の増加 . . . . . 変更なしのため省略

5 . いったん労山基金制度の交付を受けた場合 . . . . . 変更なしのため省略

( 改定内容 )

[ 救助・搜索交付 ]

( 1 ) 団体の場合 . . . . . 新たに「団体の場合」を追加

申込口数 × 2000 円 × A 倍 ( A とは交付係数で「労山基金制度」に継続加入で変化する )

( 2 ) 個人の場合 . . . . . 変更なし

申込口数 × 1000 円 × A 倍 ( A とは交付係数で「労山基金制度」に継続加入と「ココヘリ」加入で変化する )

2 . [ 死亡交付 ] 申込口数 × 1000 円 × 200 倍 ( 個人の場合のみ交付される )

3 . [ 傷害交付 ]

( 1 ) 団体の場合 . . . . . 削除

( 2 ) 個人の場合 . . . . . ( 2 ) の数字が削除され ( 1 ) になる  
内容は変更なし

4 . 救助・搜索交付の増加 . . . . . 変更なしのため省略

5 . 5 項は変更なしのため省略

( 改定の理由 )

第 2 種団体の交付の対象をこれまでの「死亡・傷害 ( 入院・通院 )」から「救助・搜索」に変更する。その分、救助搜索費に特化したものにし、さらにメリット感を享受できる制度にする。

具体的には、本細則 - 1 の 4 項により、団体の場合は最大 5 口 ( 一口 2000 円 ) 10,000 円で 300 万円から ( 交付係数 ) 継続 10 年で 400 万円の救助搜索費用が交付される。

例えば、30 人所属の会は、申込口数 5 口の 1 万円で 300 万円 ~ 400 万円の救助搜索費用が補償される。100 人所属の会の場合でも同様であり、一人当たりの寄付金は 100 円相当になり、これに対して受けるスケールメリット感は大きい。

つまり、個人が労山基金に加入していなくても、会・クラブが第 2 種基金「団体」に加入していれば、救助搜索費用が補償される制度である。また、会・クラブが第 2 種基金「団体」のみの加入を妨げるものではない。規定 30 条 5 項により団体においても年 2 回までの交付となる。

ただし、遭難事故の当該者が会の山行管理下において、計画書を提出していなかった無届けの場合は対象外となる。

細則 - 9 [ 救援者費用 ] の変更

( 現行内容 )

遭難者の安否確認や身柄の保護のために、当該団体が現地に要員を派遣する必要が生じた場合、交通費の実費について 10 万円を限度として交付する。ただし、救助搜索費を申請する場合は、この救援者費用は交付対象から除外する。また、海外については対象としない。

( 改定内容 ) 現行を 1 項とし、2 項を追加する。

2.ココヘリ加入者の山岳遭難時に、ココヘリへ「搜索要請」の連絡をした者の現地への交通実費を交付する。ただし、1名分とし、遭難者の基金加入口数（1口1万円、最大10口10万円）を上限とする。これは救助搜索費申請時（注）も交付する。

（注）ココヘリの任務は搜索であり、位置を特定したら救助機関に連絡する。次に「搜索要請」をした者が救助搜索に加わることは排除しておらず、加わった場合も交付の対象になる。

（改定の理由）

ココヘリ加入者は、これまでの経験から救助搜索費用が少なく済む可能性が高い。その分、救援者駆け付け費用を設け厚くする。また、基金の第2種個人の口数に応じて交付するため、多く基金を寄付したメリットがある。

ココヘリ加入者の搜索にはココヘリの「搜索要請」連絡が必須であり、これを行うのは家族もしくは所属団体の指定された者である。具体的な利用例としては、当該会の山行管理者は山行計画書を受理して、予定どおり下山しない場合は遭難を考えて対応する重要な役割を担っている。このようなケースでは、現地へ派遣する可能性が高いので、その費用を補助する。

実施期日 2020年6月1日施行

以上